

Go To トラベルキャンペーン要項

キャンペーン概要

旅行代金の1/2相当額（1人1泊あたり最大2万円、日帰り旅行1万円）を国から支援されます。給付額の内、70%は旅行代金の割引（※旅行代金の35%）に、30%（※旅行代金の15%）は旅先で使用できる「地域共通クーポン券」として付与されます。ただし、現地で利用できる「地域共通クーポン券」は10月1日以降に出発の旅行から実施となります。

第2弾 旅行代金割引+地域共通クーポン 2020年10月1日(木)以降出発～



例：旅行商品及び宿泊

おひとり様40,000円の1泊2日の宿泊付き旅行を申し込んだ場合、支払額は26,000円となります。給付額20,000円のうち、14,000円が旅行代金割引となり、6,000円が地域共通クーポンとして付与されます。

例：日帰り

おひとり様20,000円の日帰り旅行を申し込んだ場合、支払額は13,000円となります。給付額10,000円のうち、7,000円が旅行代金割引となり、3,000円が地域共通クーポンとして付与されます。

キャンペーン対象期間

2020年7月22日から2021年1月31日（2月1日チェックアウト）までを予定しております。

※お申し込み状況により予告なく早期終了させていただく場合がございます。

Go Toトラベルキャンペーンの支援を受けるに際してのご承諾事項

1、新型コロナウイルス感染症対策について

実際に旅行される際には、新型コロナウイルス感染症予防対策に十分ご留意の上、ご旅行いただきますようお願いいたします。これらのことをお約束、ご協力いただけない場合には、キャンペーンの利用をみとめないこととし、事務局より給付金の返還を請求されることがあります。

2、給付金の受領委任について

国からの給付金はお客様に対して支給されます。当社及びGoToトラベル事務局は給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますのでお客様は旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくことになります。

3、取消料についての基準

お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。
取消料は給付金の対象となりませんのでご注意ください。

4、Go Toトラベルキャンペーン事業について

- ・ GoToトラベル事業支援対象のコースの場合、旅行代金は給付金適用後の金額になります。（お支払い実額）
東京都在住の方はご旅行の代表者・同行者にかかわらずGoToトラベル事業の給付対象外となり、給付金・地域共通クーポンは適用されません。(2020/9/14時点)
また、給付金を適用する場合はご同行者様のご住所登録も必要となります。
住所が確認できない場合は、給付金の適用外となる場合がありますので予めご了承ください。
- ・ GoToトラベル事業は感染状況に応じて政府による事業の運用方法が変わり、支援除外となる場合があります。
この場合でもお客様からのお申し出によるお取消しに関しては取消料の対象となります。
- ・ 給付金は当社に配分される枠の上限に達し次第終了いたします。以降のお申し込みは通常旅行代金でのお支払いとなります。
この場合ご予約時にお知らせいたします。